

ビジネススタートアップ支援事業業務委託仕様書

1 業務名

ビジネススタートアップ支援事業業務委託

2 業務の目的

本市では、人口減少と高齢化が進行する中、事業所数が減少しており、市内企業を取り巻く環境は厳しさを増している。創業支援拠点施設チャレンジオフィスあきたでは、新規創業と新分野への進出を図る企業等の事業活動の促進に取り組んでいるものの、本市の開業率は低迷しており、創業に向けた更なる環境整備や支援が必要である。

本業務は、同施設を拠点として、新たな起業家の掘り起こしや育成などの取組を支援することで、多くの起業家を創出し、地域経済の活性化と持続可能なまちづくりの推進を図るために実施するものである。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）まで

4 履行場所

会場はチャレンジオフィスあきた（秋田市中通二丁目2-32 山二ビル7階）を基本とする。但し、同施設以外で実施する必要がある場合は、秋田市と協議のうえ、受託事業者が費用を負担し確保すること。

5 業務の内容

(1) 創業支援プログラム等の実施

起業家の掘り起こしから開業、開店に至る過程を「交流」「育成」「起業」のフェーズに分別し、各段階に対応したプログラムや支援策を企画、実施すること。なお、各フェーズにおける事業内容については、事業目的に沿って、また、本市が例示した事業内容と同等の規模において、企画提案者が提案するものとする。

ア 交流フェーズ

新たな起業家の掘り起こしを行う段階

事業目的	創業機運を高めるとともに、参加者同士や先輩起業家との意見・情報交換などの起業交流等を通じて、起業家の掘り起こしのほか、起業を目指す仲間づくりとネットワークの形成を図る。
------	--------------------------------------------------------------------------------------

対 象 者	学生や副業を希望する社会人、創業に関心がある者等
事業内容	本市が想定する交流等の促進支援プログラム（例） <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー開催（講師：著名人） 目安：月 1 回× 7 回程度 ・セミナー開催（講師：県内人） 目安：月 1 回× 7 回程度 ・起業家との対談イベントの開催 目安：月 1 回× 7 回程度 ・大学生向け交流イベントの開催 目安：月 1 回× 7 回程度

イ 育成フェーズ

起業に向けた育成を行う段階

事業目的	起業を志す仲間との起業学習を通じて、起業に必要な知識やスキルを習得させ、創業への後押しを行う。
対 象 者	交流フェーズでの掘り起こしの対象者、創業希望者等
事業内容	本市が想定する起業学習支援プログラム（例） <ul style="list-style-type: none"> ・起業家育成ワークショップの開催 目安：月 4 回× 2 回程度 ・ビジネスコンテスト勉強会の開催 目安：月 4 回× 3 回程度 ・起業スクールの開催 目安：月 4 回× 3 回程度 ・起業相談（夜間相談を含む） 目安：週 3 回× 4 週× 7 回程度

ウ 起業フェーズ

創業に向けた指導、支援を行う段階

事業目的	創業（開業）、創業後（開店後）の経営安定策を含めた創業準備を支援する。
対 象 者	起業準備者、起業家（開業から 5 年以内の事業者）等
事業内容	本市が想定する創業向け支援・指導プログラム（例） <ul style="list-style-type: none"> ・創業計画勉強会の開催 目安：月 1 回× 7 回程度 ・起業家プレゼンテーション会（投資相談） 目安：月 1 回× 3 回程度 ・金融機関相談会（資金調達）の開催 目安：月 1 回× 7 回程度

・税理士等士業相談会の開催 目安：月1回×7回程度

(2) 広報・PR活動、参加者募集

(1)で開催する各種事業の周知、PRと事業参加者の募集、案内を実施すること。

(3) 事業成果の確認

(1)で実施する各種事業における成果の確認と分析を実施すること。

6 業務完了報告書の提出

本業務が完了したときは、委託契約期間の終了日までに業務完了報告書（開催報告、アンケート実施の集計と分析結果、当日配付資料、開催状況の写真、事業成果が確認できる資料等）を提出すること。

7 遵守事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

8 その他、特記事項

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (3) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、決定するものとする。